

正しく判定！ 法人税の損金算入・不算入

第24回 役員の葬式費用を会社が負担してもよい？

公認会計士・税理士 溝端 浩人
税理士 松本 栄喜



私は、甲社を経営している社長です。先日、当社の会長が亡くなりました。故人の生前における会社への功績等を考慮して、社葬を執り行おうと考えています。会社が負担した葬式費用は、経費として損金処理することができるのでしょうか？



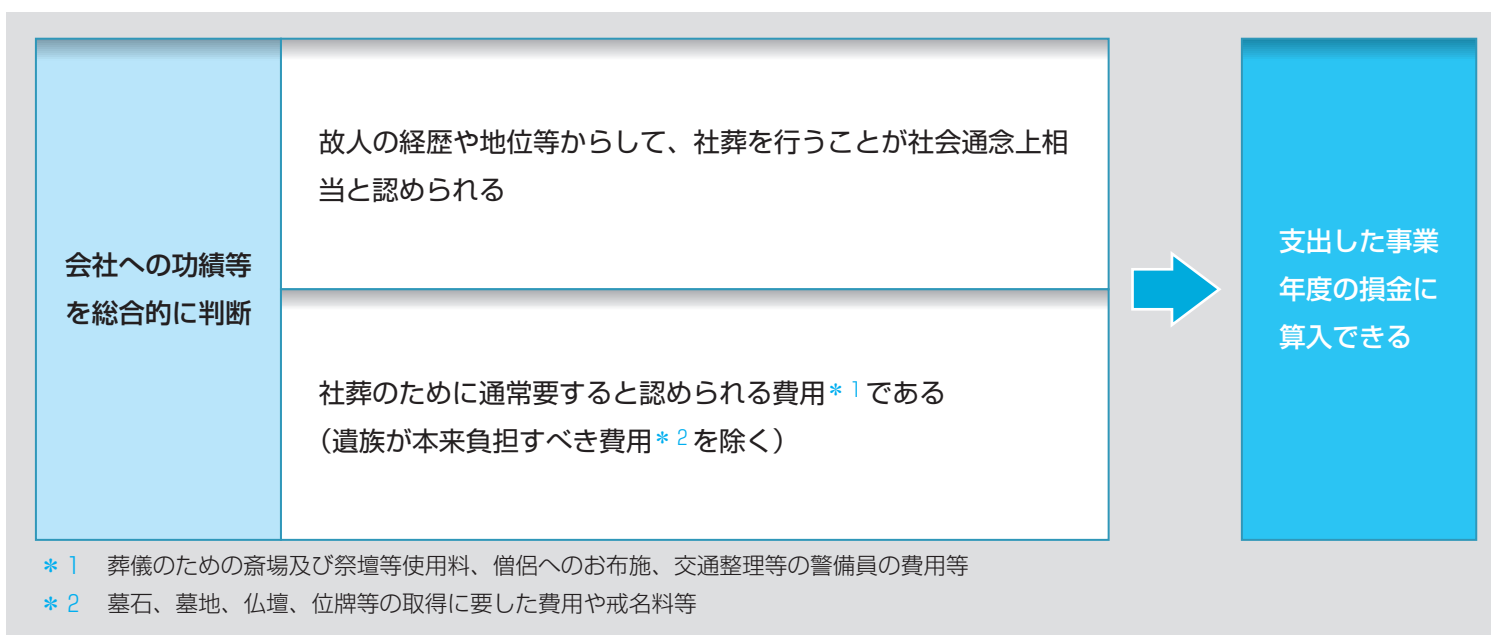
会社が、故人のために執り行う社葬に要する費用は、遺族が本来負担すべき金額を除き、基本的には福利厚生費等として損金に算入することができます。なお、社葬の際に受け取った香典等で社会通念上相当なものは、遺族の収入とすることができます。(香典等は、原則として相続税の対象となりません。)

解説

1 社葬費用の取扱い

役員等が亡くなった際に社葬を行い、会社がその費用を負担した場合の取扱いは、次のようになります。

なお、遺族が本来負担すべき費用を会社が負担した場合は、その負担額は遺族に対する給与(賞与)又は贈与として取り扱われます。(下記(注)参照)



*1 葬儀のための斎場及び祭壇等使用料、僧侶へのお布施、交通整理等の警備員の費用等
*2 墓石、墓地、仏壇、位牌等の取得に要した費用や戒名料等

(注) 遺族が負担すべき費用を会社が負担した場合

	会社の取扱い	遺族の取扱い
遺族が役員又は使用人の場合	役員……不定期な役員報酬(賞与)として損金不算入 従業員……賞与として損金算入	給与所得課税
遺族が役員又は使用人でない場合	贈与(寄附金として処理し、損金算入限度額を超える金額は損金不算入)	一時所得課税

2 お別れ会の費用の取扱い

会社が、お別れ会のように社葬の範囲を超えて場所や日を変え、取引先等を接待して大掛かりに行ったような場合には、交際費とされる場合もありますので注意が必要です。

なお、交際費に該当した場合には、資本金の額等が1億円以下の会社は、定額控除限度額(年800万円)又は接待飲食費の50%のいずれか多い額までは損金に算入することができます。ただし、資本金の額等が5億円以上の法人の100%子法人等は、定額控除制度の適用はできません。

著者紹介



みそばた ひろと
溝端 浩人(公認会計士・税理士)
朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)にて実務を経験後、平成4年3月に溝端公認会計士事務所開業。株式会社コンサルティング・モール代表取締役。
【事務所】大阪市天王寺区(谷町九丁目)



まつもと ひでき
松本 栄喜(税理士)
大原簿記専門学校税法講師を経て、妙中公認会計士事務所にて実務を経験後、平成18年に税理士事務所開業。税理士法人松本会計事務所代表。
【事務所】大阪市淀川区西中島

著書

「図解・業務別 会社の税金実務必携」(共著)他

